

証券コード 3154



第12期

メディアスホールディングス株式会社

定時株主総会

招集ご通知

開催日時：2021年9月29日（水曜日）午前10時
〈受付開始予定時刻：午前9時〉

開催場所：東京都千代田区丸の内一丁目8番1号
丸の内トラストタワーN館11階
トラストシティ カンファレンス・丸の内 会議室

議決権行使期限

2021年9月28日（火曜日）午後5時30分

目次	招集ご通知	1
	株主総会参考書類	6
	事業報告	28
	計算書類等	48
	監査報告書	52

本年も株主総会にご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。
何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

証券コード 3154
2021年9月8日

株 主 各 位

東京都中央区京橋一丁目1番1号
メディアスホールディングス株式会社
代表取締役社長 池谷保彦

第12期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第12期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会につきましては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、適切な感染防止策を実施させていただいた上で開催することといたしました。つきましては、ご用意しております書面又はインターネットによる議決権行使をご利用いただき、感染拡大防止及び株主の皆さまの感染リスクの観点から、可能な限り本株主総会当日のご出席を控えていただきますようお願い申し上げます。

なお、書面又はインターネットによる議決権行使につきましては、誠にお手数ながら、後記の株主総会参考書類をご検討いただき、2021年9月28日（火曜日）午後5時30分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2021年9月29日（水曜日）午前10時
（受付開始予定時刻 午前9時）
 2. 場 所 東京都千代田区丸の内一丁目8番1号
丸の内トラストタワーN館11階
トラストシティ カンファレンス・丸の内 会議室
 3. 会議の目的事項
報 告 事 項
 1. 第12期（自2020年7月1日 至2021年6月30日）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第12期（自2020年7月1日 至2021年6月30日）計算書類報告の件
- 決 議 事 項
- 第1号議案 剰余金の処分の件
 - 第2号議案 定款一部変更の件
 - 第3号議案 取締役9名選任の件
 - 第4号議案 監査役3名選任の件
 - 第5号議案 取締役（社外取締役を除く）に対する業績連動報酬導入の件
 - 第6号議案 取締役（社外取締役を除く）に対する事後交付による株式報酬制度の一部改定の件

4. 議決権行使についてのご案内

3 ページに記載の「議決権行使についてのご案内」をご参照ください。

以上

-
- ◎ 当日ご出席の際は、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎ 本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち「業務の適正を確保するための体制及び運用状況の概要」、「連結株主資本等変動計算書」、「連結注記表」、「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」につきましては、法令及び定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（※）に記載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。本招集ご通知の添付書類は、監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査をした対象の一部です。
 - ◎ 株主総会参考書類及び添付書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（※）に掲載させていただきます。

※当社ウェブサイト (<https://www.medius.co.jp/>)

議決権行使についてのご案内



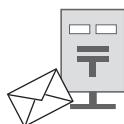
株主総会にご出席いただける場合

開催日時 2021年9月29日（水曜日）午前10時開催（受付開始予定時刻：午前9時）

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。（ご捺印は不要です。）

また、代理人によるご出席の場合は、委任状を議決権行使書用紙とともに会場受付にご提出ください。（代理人の資格は、当社定款の定めにより、議決権を有する他の株主様に限るものとさせていただきます。）

また、資源節約のため、本招集ご通知を会場までご持参くださいますようお願い申し上げます。



書面にてご行使いただく場合

行使期限 2021年9月28日（火曜日）午後5時30分到着分まで

同封の議決権行使書用紙に、議案に対する賛否をご記入いただき、行使期限までに到着するようにご返送ください。なお、各議案につき賛否のご表示がない場合は、賛の表示があったものとして取り扱わせていただきます。



インターネットによりご行使いただく場合

行使期限 2021年9月28日（火曜日）午後5時30分まで

ウェブサイト (<https://www.e-sokai.jp>) にアクセスしていただき、行使期限までに賛否をご入力ください。

複数回にわたりご行使された場合の議決権の取り扱い

- 郵送とインターネットにより重複して議決権をご行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承ください。
- インターネットにより複数回にわたり議決権をご行使された場合は、最後にご行使された内容を有効とさせていただきます。またパソコンとスマートフォン等で重複して議決権をご行使された場合も、最後にご行使された内容を有効とさせていただきます。

◆ 議決権行使ウェブサイトをご利用いただくために、プロバイダーへの接続料並びに通信事業者への通信料金（電話料金等）などが必要となる時がありますが、これらの料金は株主様のご負担となります。



インターネット等による議決権行使のご案内

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する下記の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによつてのみ可能です。なお、スマートフォンをご利用の方は同封の議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取りいただくことにより、「議決権行使コード」および「パスワード」が入力不要でアクセスできます。

議決権行使期限

2021年9月28日(火) 午後5時30分まで

議決権行使ウェブサイト ▶
<https://www.e-sokai.jp>



⚠️ ご注意事項

- インターネット接続にファイアーウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、PROXYサーバーをご利用の場合等、株主様のインターネット利用環境によって、ご利用できない場合もございます。
- 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用(プロバイダ接続料金・通信料金等)は、すべて株主様のご負担となります。また、スマートフォンを含む携帯電話のフルブラウザ機能を用いた議決権行使も可能ですが、機種によってはご利用いただけない場合がありますので、ご了承ください。
- 議決権行使書面とインターネット等による方法と重複して議決権を行使された場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- また、インターネット等にて複数回にわたり議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

パソコンなどの操作方法に関するお問い合わせ先

株主名簿管理人

日本証券代行(株)代理人部ウェブサポート専用ダイヤル

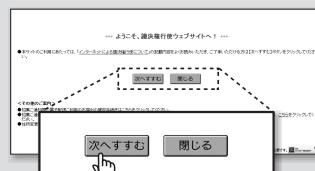
0120-707-743

受付時間 9:00~21:00 (土曜・日曜・祝日も受付)



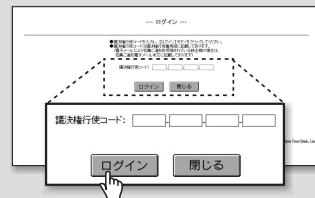
「議決権行使ウェブサイト」による方法

議決権行使ウェブサイトへアクセス



「次へすすむ」をクリック

ログイン



お手元の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」を入力し、「ログイン」をクリック

パスワードの入力



お手元の議決権行使書用紙に記載された「パスワード」を入力し、「次へ」をクリック

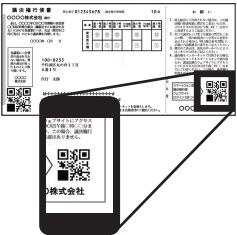


「スマート行使」による方法

「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取りいただくことにより、「議決権行使コード」および「パスワード」が入力不要でアクセスできます。

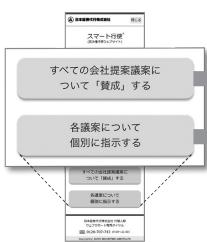
※「スマート行使」での議決権行使は1回に限ります。

QRコードを読み取る



同封の議決権行使書用紙の右下「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」をスマートフォンかタブレット端末で読み取る

議決権行使方法を選ぶ



議決権行使ウェブサイト画面が開くので、議決権行使方法を選ぶ

各議案の賛否を選択



画面の案内に従って各議案の賛否を選択

以降、画面の案内に従い議決権をご行使ください。

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様への利益配当につきましては、中・長期にわたる安定的な成長を維持するために必要な内部留保を確保しつつ、その成長に応じた成果の配分を実施することを基本方針としております。

当期につきましては、かかる方針を踏まえ1株につき普通配当金21円とさせていただきたく存じます。

期末配当に関する事項

- (1) 配当財産の種類
金銭
- (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金21円 総額 457,564,086円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
2021年9月30日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

当社の本店所在地が位置する中央区八重洲地区における再開発計画決定を機に、新しい働き方に対応するオフィス環境構築による人材の活性化と生産性の向上を目的として本社事務所を移転することに伴い、現行定款第3条の本店の所在地を東京都中央区から東京都千代田区へ変更するものであります。

本変更は本店移転日をもってその効力を生じるものとし、その旨を附則にて定めるものです。なお、当該附則は効力発生日経過後、これを削除するものいたします。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します)

現行定款	変更案
(本店の所在地) 第3条 当社は、本店を東京都 <u>中央区</u> に置く。 (新設)	(本店の所在地) 第3条 当社は、本店を東京都 <u>千代田区</u> に置く。 <u>附則</u> <u>第3条の変更は、2021年12月1日をもってその効力を生ずるものとし、本附則は、本店移転の効力発生日経過後にこれを削除する。</u>

第3号議案 取締役9名選任の件

取締役8名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては経営体制及びコーポレート・ガバナンスの更なる強化を図るため、1名増員し、取締役9名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名		現在の当社における地位、担当
1	池谷 保彦	再任	代表取締役社長執行役員
2	宮地 修平	再任	取締役常務執行役員コーポレート統括本部長兼DX推進本部長
3	芥川 浩之	再任	取締役常務執行役員経営管理統括本部長兼経営推進本部長
4	栗原 勝	再任	取締役専務執行役員
5	柴田 英治	再任	取締役専務執行役員
6	古木 壽幸	新任	執行役員
7	越後 純子	再任 社外 独立	社外取締役
8	工藤 浩	再任 社外 独立	社外取締役
9	船山 範雄	再任 社外 独立	社外取締役

再任 再任取締役候補者 新任 新任取締役候補者 社外 社外取締役候補者 独立 東京証券取引所の定めに基づく独立役員

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数
1	<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">再任</div> いけや やすひこ 池谷 保彦 (1954年1月16日)	1976年4月 村中医療器(株)入社 1978年6月 協和医科器械(株)入社 1991年8月 同社取締役営業部長兼浜松支店長 1994年7月 同社常務取締役営業本部長 1995年8月 (株)オズ取締役(現任) 1997年8月 協和医科器械(株)常務取締役東海営業本部長 2000年10月 (株)エヌエイチエス静岡取締役(現任) 2001年9月 協和医科器械(株)代表取締役社長 2009年7月 当社代表取締役社長(現任) 2010年5月 (株)ケー・エス・ピー・ディ(現:メディアスノ リューション(株))取締役 2010年7月 (株)栗原医療器械店取締役(現任) 2010年9月 協和医科器械(株)取締役 当社社長執行役員(現任) 2011年9月 協和医科器械(株)取締役会長 2013年2月 (株)イケヤ代表取締役社長(現任) 2014年9月 協和医科器械(株)取締役(現任) 2017年2月 (株)ケアフォース取締役 2018年6月 (株)ミタス取締役(現任) 2018年9月 (株)ネットワーク(現:イーバスメディカル(株)) 取締役	426,104株
<p>【取締役候補者として選任した理由】 池谷保彦氏は、当社の代表取締役として経営を担っており、経営全般における豊富な業務経験と幅広い知見に基づき、当社及び当社グループ全体の業績向上を牽引しております。コーポレートガバナンスの強化と持続的な企業価値向上に努め、経営の重要事項の決定及び業務執行に対する監督など適切な役割を果たしていることから、引き続き取締役候補者としたものであります。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する 株式の数
2	<p style="text-align: center;">再任</p> <p style="text-align: center;">宮地 修平 (1974年2月6日)</p>	<p>1995年3月 福井医療(株) (現：(株)ミタス) 取締役</p> <p>1998年4月 東芝メディカルシステムズ(株) (現：キャノンメディカルシステムズ(株)) 入社</p> <p>2006年5月 福井医療(株) (現：(株)ミタス) 専務取締役</p> <p>2009年1月 同社代表取締役社長 (現任)</p> <p>2009年3月 (株)Focal Trust代表取締役社長 (現任)</p> <p>2014年9月 (株)M's取締役 (現任)</p> <p>2017年9月 当社取締役 (現任)</p> <p style="padding-left: 20px;">当社常務執行役員営業管理統括本部長</p> <p>2018年9月 当社常務執行役員コーポレート統括本部長</p> <p style="padding-left: 20px;">メディアソリューション(株)取締役</p> <p style="padding-left: 20px;">ディーセンス(株)取締役 (現任)</p> <p>2020年9月 メディアソリューション(株)取締役(現任)</p> <p>2021年1月 3Sunny取締役(現任)</p> <p>2021年7月 当社常務執行役員コーポレート統括本部長兼DX推進本部長(現任)</p>	360,000株
<p>【取締役候補者として選任した理由】</p> <p>宮地修平氏は、当社の重要な子会社である株式会社ミタスにおいて代表取締役社長として経営に携わっております。候補者の豊富な経験や知見を当社取締役会において活かすことにより、取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化が期待できるため、引き続き取締役候補者としたものであります。</p>			

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する 株式の数
3	<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">再任</div> <small>あくたがわ ひろゆき</small> 芥川 浩之 (1967年8月19日)	1991年11月 協和医科器械(株)入社 2003年 7月 同社経理部長 2009年 7月 当社管理本部長兼経理部長 2010年 9月 (株)ケー・エス・ピー・ディ (現：メディアスソリューション(株)) 取締役 2010年10月 当社執行役員経営推進本部長兼経営企画部長 2013年 5月 (株)秋田医科器械店取締役 2014年 9月 当社取締役 (現任) 2015年 9月 当社常務執行役員経営推進本部長兼経営企画部長 2017年 9月 (株)ケアフォース取締役 2019年 7月 当社常務執行役員経営推進本部長 2019年 9月 協和医科器械(株)取締役 (現任) 2020年 6月 (株)アクティブメディカル取締役 (現任) 2021年 7月 当社常務執行役員経営管理統括本部長兼経営推進本部長(現任)	36,000株
<p>【取締役候補者として選任した理由】 芥川浩之氏は、経営管理部門における豊富な経験に基づく高い見識を有しております。当社及び当社グループ管理の推進と持続的な企業価値向上に努め、経営の重要事項の決定及び業務執行に対する監督など適切な役割を果たしていることから、引き続き取締役候補者としたものであります。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する 株式の数
4	<p>再任</p> <p>栗原 勝<small>くりばら まさる</small></p> <p>(1970年9月21日)</p>	<p>1990年4月 (株)栗原医療器械店入社</p> <p>1992年4月 ヴィッカーズメディカルインターナショナル入社</p> <p>1994年8月 日本コーリン(株) (現：フクダコーリン(株)) 入社</p> <p>1999年4月 ポストン・サイエンティフィックジャパン(株)入社</p> <p>2001年5月 (株)栗原医療器械店入社</p> <p>2004年8月 同社取締役</p> <p>2009年8月 (株)メディカルバイオサイエンス取締役 (現任)</p> <p>2009年9月 (株)エム・ケー取締役 (現任)</p> <p>2010年9月 当社取締役 (現任)</p> <p>2013年9月 (株)栗原医療器械店専務執行役員</p> <p>2014年9月 (株)ジオット取締役</p> <p>2015年9月 当社常務執行役員営業管理統括本部長</p> <p>2017年9月 当社専務執行役員 (現任)</p> <p>(株)栗原医療器械店代表取締役社長 (現任)</p> <p>(株)ネットワーク (現：イーバスメディカル(株)) 取締役 (現任)</p> <p>2018年4月 特定非営利活動法人千代田会理事(現任)</p> <p>2018年6月 ディーセンス(株)取締役 (現任)</p> <p>2020年6月 (株)アクティブメディカル取締役 (現任)</p>	104,300株
<p>【取締役候補者として選任した理由】</p> <p>栗原勝氏は、当社の重要な子会社である株式会社栗原医療器械店において代表取締役社長として経営に携わっております。候補者の豊富な経験や知見を当社取締役会において活かすことにより、取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化が期待できるため引き続き取締役候補者としたものであります。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数
5	<p>再任</p> <p>柴田 英治 (1955年9月24日)</p>	<p>1978年3月 協和医科器械(株)入社 2000年7月 同社総務部長 2002年7月 同社内部監査室長 2007年9月 同社取締役 同社常務執行役員経営管理本部長 (株)オズ取締役 2009年7月 当社取締役 2010年9月 協和医科器械(株)副社長執行役員 2017年9月 当社取締役専務執行役員 (現任) 協和医科器械(株)代表取締役社長 (現任) (株)オズ取締役</p>	134,000株
<p>【取締役候補者として選任した理由】 柴田英治氏は、当社の重要な子会社である協和医科器械株式会社において代表取締役社長として経営に携わっております。候補者の豊富な経験や知見を当社取締役会において活かすことにより、取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化が期待できるため引き続き取締役候補者としたものであります。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する 株式の数
6	<p>新任</p> <p>ふるき ひさゆき 古木 壽幸 (1965年9月27日)</p>	<p>1992年 3月 協和医科器械(株)入社 2002年 4月 同社江東営業所長 2003年 4月 同社メディカルシステム営業部門（現：メディアソリューション(株)）部門長 2010年10月 当社メディカルサービス事業部長兼協和医科器械(株)メディカルシステム事業部長 2012年 7月 メディアソリューション(株)取締役メッカル事業本部長 2013年 8月 当社広域営業部長 2014年10月 メディアソリューション(株)常務取締役メッカル事業本部長 2015年 8月 同社常務取締役ソリューション統括本部長 2015年 9月 CARNA MEDICAL DATABASE PVT.LTD.取締役(現任) 2017年 9月 メディアソリューション(株)代表取締役社長(現任) 2018年 9月 当社執行役員（現任）</p>	—
<p>【取締役候補者として選任した理由】 古木壽幸氏は、当社の子会社であるメディアソリューション株式会社において代表取締役社長として経営に携わっております。候補者の豊富な経験や知見を当社取締役会で活かすことにより、取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化が期待できるため取締役候補者としたものであります。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する 株式の数
7	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再任</div> 越後純子 (1967年10月14日)	1993年 5月 筑波大学附属病院（現：国立大学法人筑波大学附属病院）研修医 1996年 9月 特殊法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（現：国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構）研究員 1998年11月 (株)日立製作所日立総合病院放射線科医員 2003年 7月 特定医療法人つくばセントラル病院（現：社会医療法人若竹会つくばセントラル病院）放射線科部長 2008年 9月 新司法試験合格 2008年11月 新第62期司法修習生 2010年 1月 弁護士登録 国立大学法人金沢大学附属病院特任准教授 2015年 7月 国家公務員共済組合連合会虎の門病院医療安全部 2015年 9月 当社取締役（現任） 2016年 7月 国家公務員共済組合連合会虎の門病院医療安全部医療の質・安全対策室室長・部長（現任） 2018年 8月 桐蔭横浜大学法科大学院客員教授 2019年 9月 金沢大学法科大学院非常勤講師（現任）	—
<p>【社外取締役候補者として選任した理由及び期待される役割の概要】 越後純子氏は、医師及び弁護士であり、医療関連業界における知識と見識を有しているその経歴を通じて幅広い視点からの意見を期待するとともに、その知識と見識を当社の経営に活かしていただきたいために、社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、候補者は過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に参与したことはありませんが、その高い専門性により、社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。</p> <p>【社外取締役候補者が社外取締役に就任してからの年数】 当社社外取締役の在任期間は、本総会終結の時をもって6年であります。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数
8	<p>再任</p> <p>工藤 浩 くどう ひろし 藤 浩 (1946年10月26日)</p>	<p>1993年11月 日本メドトロニック(株)取締役事業本部長 1998年 5月 米国メドトロニック社副社長 1999年 5月 日本メドトロニック(株)代表取締役社長 2003年 4月 米国ステリス社アジア太平洋地区副社長 ステリスジャパン(株)代表取締役社長 2005年 5月 ステリス上海トレーディング社董事長 2007年 4月 ステリスオウスター製薬システム香港社代表取締役会長 2010年 1月 小林メディカル(株)(現：日本メディカルネクスト(株))代表取締役社長 2013年 4月 日本メディカルネクスト(株)取締役最高顧問 2014年 1月 リマコーポレート社アジア太平洋地区副社長 日本リマ(株)代表取締役会長 2014年12月 リマオーソペディックニュージーランド社取締役 2015年 9月 リマオーソペディックオーストラリア社取締役 2016年 1月 リマ韓国社取締役 2018年 4月 大阪商工会議所経済産業部ライフサイエンス振興担当アドバイザー(現任) 工藤コンサルティング事務所代表(現任) 2019年 9月 当社取締役 (現任)</p>	—
<p>【社外取締役候補者として選任した理由及び期待される役割の概要】 工藤浩氏は、医療機器メーカーにおける長年の企業経営の経験及び実績を有しております。その経歴を通じた幅広い視点からの意見を期待するとともに、候補者の有する豊富な知識と見識を当社の経営に活かしていただきたいために、社外取締役として選任をお願いするものであります。</p> <p>【社外取締役候補者が社外取締役に就任してからの年数】 当社社外取締役の在任期間は、本総会終結の時をもって2年であります。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数
9	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再任</div> ふなやま のりお 船山 範雄 (1957年4月28日)	1981年4月 (株)日本長期信用銀行(現：(株)新生銀行)入行 2005年9月 (株)新生銀行執行役企業戦略部長 2006年11月 同行執行役戦略推進室長 2008年6月 同行常務執行役法人営業統轄本部長 2009年3月 同行常務執行役法人営業統轄本部長兼総合企画部長 2010年6月 同行常務執行役員法人営業統轄本部長 2010年10月 同行常務執行役員大阪支店長 2013年4月 同行常務執行役員大阪支店長兼西日本営業統轄担当 2014年4月 (財)自治体国際化協会常務理事 2019年9月 当社取締役(現任) 2020年8月 (株)W E B マーケティング総合研究所財務経理本部長(現任) 同社取締役(現任) 2021年6月 NPO法人武蔵野農業ふれあい村幹事(現任)	—
<p>【社外取締役候補者として選任した理由及び期待される役割の概要】 船山範雄氏は、金融機関における長年の企業経営の経験及び実績を有しております。その経歴を通じた幅広い視点からの意見を期待するとともに、候補者の有する豊富な知識と見識を当社の経営に活かしていただきたいために、社外取締役として選任をお願いするものであります。</p> <p>【社外取締役候補者が社外取締役に就任してからの年数】 当社社外取締役の在任期間は、本総会終結の時をもって2年であります。</p>			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 越後純子氏、工藤浩氏及び船山範雄氏は、社外取締役候補者であります。なお、当社は現在越後純子氏、工藤浩氏及び船山範雄氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ており、各氏の再任が承認された場合、引き続き独立役員として指定する予定であります。
3. 社外取締役との責任限定契約について
 当社は、社外取締役が期待される役割を十分発揮できるよう、越後純子氏、工藤浩氏及び船山範雄氏との間で、会社法第427条第1項の規定により、任務を怠ったことによる賠償責任を限定する趣旨の責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく賠償の限度額は300万円以上であらかじめ定められた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額であります。各氏の再任が承認された場合、上記責任限定契約を継続する予定であります。
4. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は事業報告の40頁に記載のとおりです。候補者各氏が選任された場合は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。なお、当該保険契約は2022年5月に同程度の内容で更新を予定しています。

(ご参考)

1. 取締役候補者の指名を行うにあたっての方針と手続き
取締役候補者の指名については、以下のような基準に従って、社外取締役及び代表取締役社長、人事部門担当取締役で構成される任意の指名委員会において、役員候補者を審議し、取締役会に対して役員候補者の推薦を行い、株主総会付議議案として取締役会で決議し、本総会に提出しています。
 - ・職務の執行について善管注意義務・忠実義務を適切に果たし、当社の持続的な利益成長と企業価値向上に貢献するための資質を備えていること。
 - ・業務執行役員については、当社グループの事業に精通し、当社グループの経営を適切に遂行する能力を有すること。
2. 社外取締役の独立性判断基準及び資質について
当社は社外取締役の選任にあたり東京証券取引所の有価証券上場規程施行規則等を参考としたうえで、社外取締役と当社の利害関係その他の関係を慎重に調査・検討し、一般株主との間に利益相反が生じる恐れがないことのほか、より多様な専門的知識、経験を有した独立社外役員を選任することが取締役会をはじめとした意思決定・監督機関における議論を一層活性化させ、適切な意思決定や監督の実施を担保するものと考えております。

第4号議案 監査役3名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役山口光夫氏、大澤恒夫氏及び寺井宏隆氏は任期満了となりますので、監査役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数
1	再任 山口光夫 (1953年11月29日)	1977年4月 新日本証券(株) (現：みずほ証券(株)) 入社 2012年10月 当社入社 2014年9月 (株)オズ監査役 (株)ジオット監査役 2014年10月 (株)ケアフォース監査役 2017年9月 当社監査役 (現任) 2020年6月 (株)アクティブメディカル監査役 (現任)	6,200株
<p>【監査役候補者として選任した理由】 山口光夫氏は、当社子会社の監査役を歴任しており、監査に十分な知識と経験を有しております。これらの経験、知見を基に当社の監査役としての職務を的確に遂行することができるものと判断し、引き続き監査役候補者としたものであります。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する 株式の数
2	<p>再任</p> <p>おおさわ つねお 大澤 恒夫 (1954年1月15日)</p>	<p>1978年10月 司法試験合格 第33期司法修習生</p> <p>1981年4月 弁護士登録 日本アイビーエム(株) (現：日本IBM(株)) 法務部社内弁護士</p> <p>1986年4月 大澤法律事務所代表 (現任)</p> <p>2002年9月 協和医科器械(株)監査役</p> <p>2004年4月 大阪大学大学院客員教授</p> <p>2005年4月 桐蔭横浜大学法科大学院教授</p> <p>2007年4月 中央大学法科大学院客員教授 (現任)</p> <p>2009年7月 当社監査役就任 (現任)</p> <p>2012年4月 大阪大学大学院国際公共政策研究科招聘教授 (現任)</p>	—
<p>【社外監査役候補者として選任した理由及び期待される役割の概要】</p> <p>大澤恒夫氏は、長年にわたり、法律に関する職務に携わっており、その経歴を通じて培った専門家としての経験、見識に基づく監査を期待するとともに、同氏の有する幅広い視点と経験を活かした社外監査役としての業務執行に対する監査を通し、企業の健全性の確保、及び透明性の高い公正な経営監査体制の確立を期待して社外監査役としての選任をお願いするものであります。なお、同氏は過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、同氏の高い専門性により、社外監査役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。</p> <p>【社外監査役候補者が監査役に就任してからの年数】</p> <p>当社監査役の在任期間は、本総会終結の時をもって12年2ヵ月であります。</p>			

(ご参考) 株主総会後の役員のスキルマトリックス

※本招集ご通知記載の候補者を原案どおりすべてご選任いただいた場合、各取締役及び監査役の専門性と経験は次のとおりとなります。

	氏名	企業経営 経営戦略	医療機器販 売業界知見	財務・会計	法務・コンプ ライアンス	内部統制	他企業 経営経験
取締役	池谷 保彦	○	○			○	
	宮地 修平	○	○			○	
	芥川 浩之	○		○		○	
	栗原 勝	○	○			○	
	柴田 英治	○	○			○	
	古木 壽幸	○	○			○	
	越後 純子	社外 独立			○	○	
	工藤 浩	社外 独立	○	○		○	○
	船山 範雄	社外 独立	○		○	○	○
監査役	小林 勝美		○			○	
	山口 光夫					○	
	大澤 恒夫	社外 独立			○	○	
	武内 秀明	社外 独立			○	○	
	寺井 宏隆	社外 独立	○			○	○
	桑原 和明	社外 独立			○	○	

第5号議案 取締役（社外取締役を除く）に対する業績連動報酬導入の件

当社の取締役の報酬等の額は、2010年9月22日開催の第1期定時株主総会において、年額250,000千円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含みません）とご承認いただいております。この報酬額の範囲内において、コーポレートガバナンス・コードの趣旨を踏まえ、取締役（社外取締役を除く）の業績向上のインセンティブを高め、持続的な成長を目指すため、これまでの基本報酬の一部を原資として各事業年度の当社の業績に応じて支給される業績連動賞与を支給する業績連動報酬を導入したいと存じます。本報酬の導入について承認可決した場合、各取締役に対する金額は、ご承認いただいた上限金額（年額）の範囲内で、取締役報酬案策定会議の審議・答申のうえ取締役会にて決議するものとしたしたいと存じます。

なお、当社の取締役は8名（うち社外取締役は3名）ですが、第3号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役は9名（うち社外取締役は3名）となります。

業績連動報酬等は、当社の業績を踏まえ、役位毎に基準額を設定し、基準額に業績指標の達成度を考慮して業績連動賞与を決定します。当社の業績を反映した持続的な成長に向けた健全なインセンティブとして機能する報酬等となるよう、業績連動報酬等の最も主要な指標として連結当期純利益を選択しており、その達成度に応じて当社の定める基準により算定するものであります。

第6号議案 取締役（社外取締役を除く）に対する事後交付による株式報酬制度の一部改定の件

当社は、取締役に対する中期経営計画の達成に向けたインセンティブ及び企業価値向上と役員報酬の連動性を高めることを目的として、取締役（社外取締役を除く。以下「対象取締役」といいます）を対象に、勤務の継続及び業績目標の達成等を条件とした事後交付による株式報酬制度（以下「本制度」といいます）について、2018年9月27日開催の第9期定時株主総会において株主の皆さまのご承認をいただき、導入しております。

今般、本制度が対象としておりました3事業年度（2019年6月末日で終了する事業年度から2021年6月末日で終了する事業年度まで）が終了しますので、2022年6月末日で終了する事業年度以降についても本制度を継続することにつきご承認をお願いしたいと存じます。また、本制度を継続するにあたり、本制度の基準ユニット数及び支給ユニット数の算定方法を一部改定させていただきたいと存じます。

本制度は、取締役に対する中期経営計画の達成に向けたインセンティブ及び企業価値向上と役員報酬の連動性を高めることを目的としており、本議案に基づく株式報酬制度は当該目的達成のために必要かつ相当な内容であることから、本制度の改定は相当であると考えております。

なお、当社の取締役は8名（うち社外取締役は3名）ですが、第3号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役は9名（うち社外取締役は3名）となります。

本制度に基づき対象取締役に対して支給する金銭報酬債権の総額は年額90,000千円以内とし、当社の取締役会決議に基づき当社が新たに発行又は処分する普通株式の総数は年52,500株以内とします。ただし、上記の上限金額及び上限株数は、3事業年度分を一括して支給するものであるため、実質的には1事業年度あたりの当該金銭報酬債権の総額は30,000千円以内、新たに発行又は処分する普通株式の総数は17,500株以内に相当します。

また、その1株当たりの払込金額は、取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所市場第一部における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として当該普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額としない範囲において、取締役会において決定されます。

なお、各対象取締役への具体的な支給時期及び内容については、本株主総会決議により委任を受けた取締役会において決定することといたします。また、2022年6月期から2024年6月期までの中期経営計画を対象期間としますが、新たな中期経営計画が策定される度に、本株主総会で承認を受けた範囲内で本制度を継続することを予定しております。

1. 制度概要

本制度はあらかじめ設定した基準ユニット数を基礎として、中期経営計画の対象期間当初に開催される定時株主総会の日から中期経営計画の最終年度の期末日（以下「評価対象期間」といいます）における継続勤務や業績目標の達成度によって確定した支給ユニット数に応じて当社普通株式（以下「当社株式」といいます）及び金銭が対象取締役に交付される仕組みです。本制度は以下の2つに分類されます。

- (1) 評価対象期間の継続勤務を条件に事前に定める数の当社株式を、評価対象期間終了後に交付するタイプの継続勤務発行型株式報酬（Restricted Stock Unit 以下「RSU」といいます）
- (2) 中期経営計画の最終年度の業績目標達成度等に応じて算定される数の当社株式及び金銭を、評価対象期間終了後に交付するタイプの業績連動発行型株式報酬（Performance Share Unit 以下「PSU」といいます）

2. 基準ユニット数及び支給ユニット数の算定方法

- (1) RSUにつきましては、取締役の役位等により定められる「株式報酬としての基準額（RSU）」を基に、当社取締役会において基準ユニット数を設定します。評価対象期間の継続勤務を条件として、基準ユニット数と同数の支給ユニット数が確定します。
支給ユニット数 = 基準ユニット数 ※対象期間中の継続勤務を条件とします。
- (2) PSUにつきましては、取締役の所属する会社等により定められる「株式報酬としての

基準額（PSU）」を基に、当社取締役会において基準ユニット数を設定します。基準ユニット数に中期経営計画の最終年度の業績達成度等による支給率を乗じて支給ユニット数を算出します。業績目標の指標及び業績達成度等による支給率は、評価対象期間開始当初の取締役会で予め定めるものとしします。なお、評価対象期間（2024年6月期までの中期経営計画）においては、下表のとおり連結当期純利益及びTOPIX株価成長率と当社の株価成長率との比較に応じて0%から100%の範囲で支給率が変動するものとしします。

$$\text{支給ユニット数} = (\text{連結当期純利益に連動する基準ユニット数} \times \text{支給率}) + (\text{TOPIX株価成長率と当社の株価成長率との比較に連動する基準ユニット数} \times \text{支給率})$$

連結当期純利益に連動する基準ユニット数に対する支給率

連結当期純利益	支給率
10億円未満	0%
10億円以上、13億円未満	30%
13億円以上、16億円未満	50%
16億円以上、20億円未満	80%
20億円以上	100%

TOPIX株価成長率と当社の株価成長率との比較に連動する基準ユニット数に対する支給率

TOPIX株価成長率と比較した当社の株価成長率	支給率
80%未満	0%
80%以上、100%未満	30%
100%以上、110%未満	50%
110%以上、120%未満	80%
120%以上	100%

※TOPIX株価成長率と当社の株価成長率の比較の算定式

$$\text{TOPIX株価成長率と当社の株価成長率} = (b \div a) \div (d \div c)$$

a：2021年8月の東京証券取引所における当社株式の終値の単純平均値

b：2024年6月の東京証券取引所における当社株式の終値の単純平均値

c：2021年8月のTOPIXの単純平均値

d：2024年6月のTOPIXの単純平均値

3. 金銭報酬債権額の算定方法

評価対象期間経過後に対象取締役が付与される金銭報酬債権額は、本制度により取締役に対して最終的に確定した支給ユニット数に、評価対象期間終了後2か月以内に開催される当該交付のための株式の発行又は自己株式の処分を決定する取締役会の決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社株式の普通取引の終値（同日に取引が成立していない場合には、それに先立つ直近取引日の終値を指します。以下「当社株式終値」といいます）を乗じることにより算定されます。

付与される金銭報酬債権額 = 支給ユニット数 × 当社株式終値

4. 当社株式及び金銭の支給

対象取締役は、当社から支給されたRSUとしての金銭報酬債権額の全額及びPSUとしての金銭報酬債権額のうち80%相当分を、当社が新たに発行又は処分する普通株式を取得するための出資財産として現物出資の方法により当社に払込み、当該発行又は処分される当社の普通株式として引き受けるものとします。PSUとしての金銭報酬債権額のうち20%相当分は当社から金銭によって対象取締役に対して支給されます。なお、当社株式及び金銭の支給時期は中期経営計画の最終年度の業績確定後となります。今回の中期経営計画の業績確定後の2024年9月を予定しております。

5. 評価対象期間中における異動の扱い

評価対象期間中に新たに取締役に就任した場合には、当該取締役に対して在任月数に応じて按分したRSUを付与しますが、PSUは付与対象外といたします。

また、中期経営計画の対象期間の途中で取締役が任期満了、定年及び取締役会が正当と認める理由により退任した場合には、RSU及びPSUともに在任月数に応じて按分し、PSUはさらに一定の率を乗じた支給ユニット数に応じた報酬債権相当額の全額を金銭により支給するものとします。この場合、支給ユニット数に乘じる当社株価は、当該取締役の退任日の属する月の前月の東京証券取引所における当社株式の平均株価を用いるものとします。

6. 報酬不支給の扱い

対象取締役が、正当な理由なく当社の取締役を退任したこと及び一定の非違行為があったこと等、取締役会が定める権利喪失事由に該当した場合には、取締役に対して本制度に基づいた金銭報酬債権は支給されず、当社株式も交付されません。

(ご参考)

当社は、当社の執行役員並びに当社子会社の取締役及び執行役員に対し、上記と同様の株式報酬制度を適用する予定であります。

本制度に基づき当社子会社の取締役及び執行役員に対して支給する金銭報酬債権の総額は372,000千円以内とし、当社が新たに発行又は処分する普通株式の総数は189,000株以内とします。ただし、上記の上限金額及び上限株数は、3事業年度分を一括して支給するものであるため、実質的には1事業年度あたりの当該金銭報酬債権の総額は124,000千円以内、新たに発行又は処分する普通株式の総数は63,000株以内に相当します。

なお、当社子会社の取締役への付与については、2021年9月29日開催予定の当社第12期定時株主総会における「第6号議案 取締役（社外取締役を除く）に対する事後交付による株式報酬制度の一部改定の件」の可決承認を前提として、当社子会社が開催する株主総会において役員報酬枠の設定と導入制度の概要について承認を経た後、当社子会社の取締役会により個別の報酬額の決議を行う予定です。

以 上

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

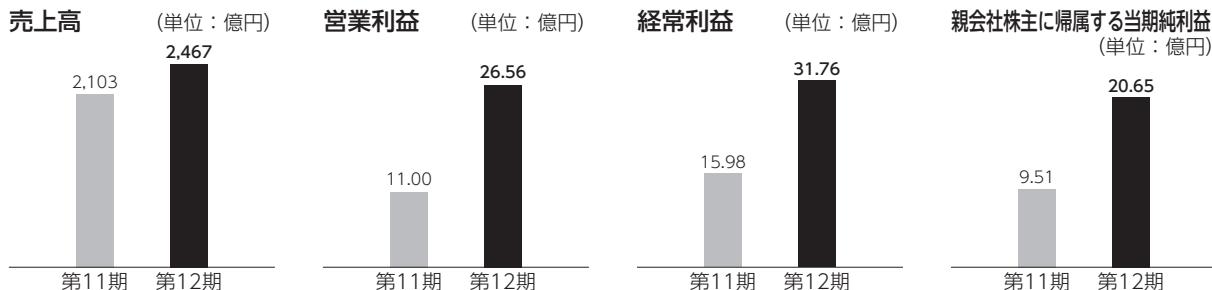
当連結会計年度における日本国内の経済環境は、新型コロナウイルス感染症拡大により、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置の発令等、経済活動に制限がかかる状況が続いており、ワクチン接種の拡がりとともに経済活動の再開に希望はあるものの、依然として先行き不透明な状況が続いております。

医療業界におきましては、首都圏を中心に、入院患者受入病床がひっ迫した状況が続いており、各医療機関は病床確保並びに医療提供体制の維持に取り組んでおります。新型コロナウイルス感染症対応の医療機関においては政府から緊急対策の補助金の給付が実施されているものの、外来患者の減少、緊急性の低い手術の延期等により経営状況の厳しさは継続しており、受診抑制によって病状が悪化する患者の例も報告されていることから、かかりつけ医の普及とオンライン診療等の方法の組み合わせによって患者が適正に医療を受けられる仕組みが必要とされております。

当社グループの属する医療機器販売業界におきましては、診療報酬改定による医療材料の販売価格下落の影響が強まる一方で、医療機関の経営改善や効率化に貢献しうる複合的なサービスの提供が求められる状況となっており、こうした背景からM&Aや業務提携等による事業領域の拡大や営業体制の強化を目指す動きが活発化しております。

このような経営環境の下、当社グループは医療機関の医療体制維持のため、必要な製品の調達と安定供給を優先し、全社員で感染拡大防止に努めていく方針として事業活動に取り組んでおります。新型コロナウイルス感染症流行の長期化により、医療機関における外来患者や手術・検査症例の減少に伴う医療材料の売上減少が依然として続いている一方で、PPE(個人用防護具)関連製品や新型コロナウイルス感染症の検査に係る試薬等の感染対策に関わる製品の売上が想定を上回って推移しております。また、備品につきましては、新型コロナウイルス感染症対策に係る補助金関連の案件の他、移転や新築に係る案件、放射線機器等の大型案件の獲得により販売が好調に推移いたしました。利益面につきましては、連結子会社の増加による販売費及び一般管理費の増加があったものの、売上高の大幅な増収及び営業活動や出張の制限による旅費交通費等の支出の抑制及び、その他の経費の削減にも努めたことから、営業利益、経常利益及び親会社株主に帰属する当期純利益は増加いたしました。

この結果、当連結会計年度における売上高は246,787百万円(前期比17.3%増)、営業利益は2,656百万円(同141.5%増)、経常利益は3,176百万円(同98.8%増)、親会社株主に帰属する当期純利益は2,065百万円(同117.2%増)となりました。



事業セグメント別の業績の概況

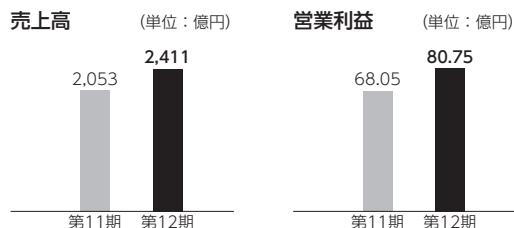
①医療機器販売事業

売上高 2,411億61百万円

(前期比17.4%増)

営業利益 80億75百万円

(前期比18.7%増)



医療機器販売事業における消耗品につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大による手術症例の減少の影響があったものの、SPDや新規顧客の獲得、営業拠点の新設による販売増加及び、(株)アクティブメディカルとの経営統合により、売上高及び売上総利益は前期と比較して増加しました。備品につきましては、新型コロナウイルス感染症対策に係る補助金関連の案件の他、移転新築に係る案件、放射線機器等の大型案件の獲得により増収増益となりました。

この結果、売上高は241,161百万円(前期比17.4%増)、売上総利益は23,067百万円(同13.3%増)、セグメント利益(営業利益)は8,075百万円(同18.7%増)となりました。

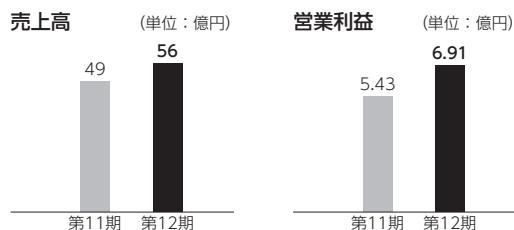
②介護・福祉事業

売上高 56億25百万円

(前期比12.5%増)

営業利益 6億91百万円

(前期比27.2%増)



介護・福祉事業につきましては、介護機器のレンタル事業及び、介護施設向けの消耗品販売が好調に推移し、前期と比較して売上高及び売上総利益は増加いたしました。

この結果、売上高は5,625百万円(前期比12.5%増)、売上総利益は2,129百万円(同11.5%増)、セグメント利益(営業利益)は691百万円(同27.2%増)となりました。

(注) 当社グループのセグメントは、次のとおりであります。

医療機器販売事業……(医療機器販売事業)

国内の医療機器メーカー・代理店・商社等より仕入れた医療機器（備品・消耗品）を、国内の病院等医療施設に販売しており、当社グループの基幹となる事業であります。

(医療機器の修理及びメンテナンス事業)

当社グループが病院等医療施設に販売した医療機器の修理及びアフターサービス、病院等医療施設との保守契約に基づく医療機器全般のメンテナンスを行っております。

介護・福祉事業……国内外の介護福祉機器メーカー・代理店・商社等より仕入れた介護福祉機器（備品・消耗品）を、国内の病院等医療施設及び介護施設並びに医療機器販売業者、一般個人に販売しております。また、介護福祉機器の一般個人へのレンタルを行っております。

(2) 資金調達の状況

当連結会計年度において、当社グループが実施した資金調達のうち、主なものは以下のとおりであります。

(株式会社栗原医療器械店)

新サプライセンター建設費用等の資金として、銀行借入による3,000,000千円の資金調達をいたしました。

(3) 設備投資等の状況

当連結会計年度において実施した設備投資の総額は4,160,355千円であります。(うち、連結子会社における新サプライセンター建設費用等を中心とした投資3,014,100千円)

(4) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

当社グループ内における営業エリアの重複を解消し経営資源を集約することを目的として、2021年4月1日付で、当社連結子会社である株式会社アクティブメディカルが営む透析事業を、当社連結子会社である株式会社栗原医療器械店に譲渡いたしました。

当社は、グループ内の循環器分野の事業会社再編の一環として、2021年5月19日付で、当社連結子会社である株式会社アクティブメディカルの北海道営業本部を会社分割（吸収分割）により承継することを目的としたアクティブメディカル分割準備株式会社を設立しました。

(5) 事業の譲受けの状況

重要な該当事項はありません。

(6) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

重要な該当事項はありません。

(7) 他の会社の株式その他の持分若しくは新株予約権等の取得又は処分の状況

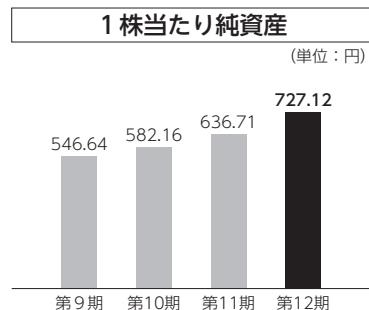
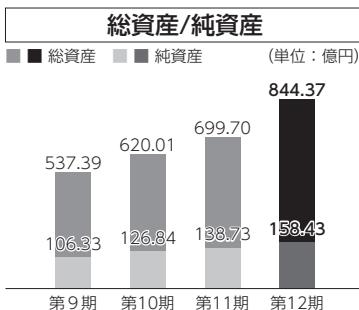
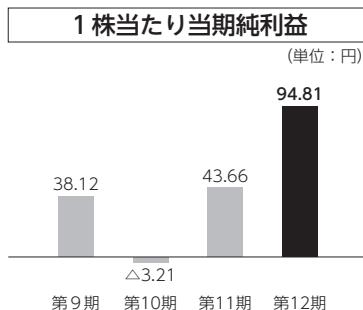
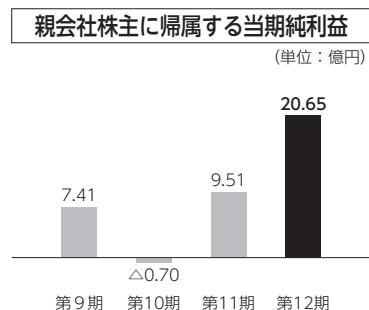
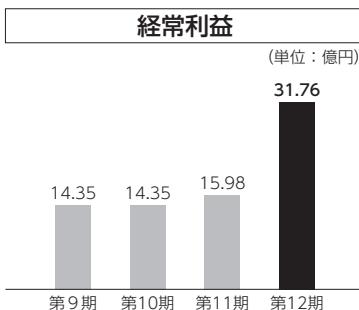
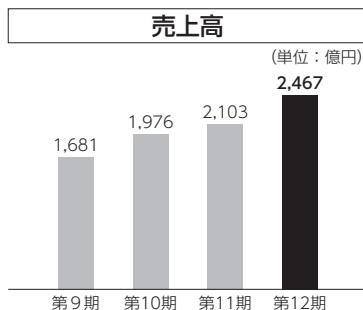
当社は、グループ内の循環器分野の事業会社再編の一環として、2021年6月30日付で、当社連結子会社（孫会社）であるイーバスメディカル株式会社の全株式を当社連結子会社である株式会社栗原医療器械店から取得いたしました。

(8) 財産及び損益の状況

区 分	第9期 2018年6月期	第10期 2019年6月期	第11期 2020年6月期	第12期 (当連結会計年度) 2021年6月期
売 上 高 (千円)	168,135,875	197,691,482	210,388,116	246,787,302
経 常 利 益 (千円)	1,435,808	1,435,445	1,598,332	3,176,970
親会社株主に帰属 する当期純利益又 は純損失(△) (千円)	741,715	△70,096	951,357	2,065,996
1株当たり当期 純利益又は純損失 (△) (円)	38.12	△3.21	43.66	94.81
総 資 産 (千円)	53,739,060	62,001,758	69,970,969	84,437,162
純 資 産 (千円)	10,633,674	12,684,656	13,873,183	15,843,153
1株当たり 純 資 産 (円)	546.64	582.16	636.71	727.12

(注) 1. 1株当たり当期純利益又は純損失(△)は、期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。

2. 2018年4月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。第9期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益、1株当たり純資産を算定しております。



(9) 対処すべき課題

政府は高齢化進展による2025年問題を見据え、診療報酬の見直し、病院の機能分化等の医療提供体制の整備を図っており、医療機器販売業界では償還価格の下落や競争激化による利益率の低下という影響を受けております。一方、高齢化進展に伴う医療機器の需要増加の影響もあり、市場規模自体は緩やかに拡大しております。足元では、各医療機関においては新型コロナウイルスの治療対応のため、感染防止対策の整備・強化を迫られる中、患者の受診抑制、緊急性の低い手術の延期等が長期化しており、医療経営に大きな影響を及ぼしております。そのため、今後は、医療経営に資するサービスの提供がより一層求められるものと予想しております。また、医療機器メーカーによるリスク低減施策として大手ディーラーへの取引先集約という動きもあることから、中小企業の多い医療機器販売業界においては、企業規模、商圏の拡大を目的とした経営統合の気運が一層高まるものと考えられます。

このような状況の中、当社グループが中長期的な成長を維持して企業価値の最大化を図っていくために取り組むべき課題は次のとおりであります。

① 競争力の強化

当社グループの成長戦略の中核となる地域は、国内最大の市場である東京都を中心とする首都圏です。今までに培ったノウハウと情報ネットワークを活用して、医療機器の販売だけでなく、当社グループの有する物流管理システムや手術室運営支援プログラム「SURGELAN E」、材料価格最適化支援システム「meccul®」、手術室情報管理システム「MORISS」等の各種ソリューションツールを組み合わせることで、良質な医療環境の提供及び病院の経営改善に総合的に貢献できる企業として引き続き首都圏の医療機関へ積極的に提案を行ってまいります。また、急性期医療を提供する医療機関への営業強化ならびに低侵襲手術分野への注力により市場シェアの獲得を図る方針です。併せて、東海地区・北関東地区・東北地区・北陸地区における体制の更なる盤石化を図ります。加えて、当社グループの品質と価格のベストバランスを追求したプライベートブランド商品である「ASOURCE® SELECT」の安定供給や品質管理体制や物流システムの更なる強化を通じて、医療機関の皆様が医療機器を安全に、安心してお使いいただけるように取り組んでいく方針です。

② M&A及びアライアンスの推進とグループ経営管理体制の強化

競争激化や人材不足等の要因で厳しさを増す経営環境に対応するため、継続的にM&A及びアライアンスを推進し、事業規模の拡大や人材の獲得を図る方針です。委員会等の組織横断的な取り組みや人事交流を通じてグループ内の連携を強化し、ノウハウを共有するとともに当社グループの有するソリューションツールの活用を推進していくことで生産性の向上を図ります。売上原価率の低減に向けた取り組み、IT、物流等の業務インフラの整備や管理業務の集約による効率化に加え、働き方改革に向けた業務環境の改善についてもグループ一体となって注力してまいります。これらの取り組みについては、DXを推進していくことで効果の最大化を図ります。また、グループ事業部門の最適化、PMI（Post Merger Integration：統合効果の最大化）の推進についても継続的に取り組んでまいります。2021年10月に予定している、当社グループの循環器領域に特化した医療機器ディーラー4社の経営統合においても営業

力の更なる強化による同領域の市場シェアの拡大及び規模拡大、業務集約による収益性の改善に取り組んでまいります。

以上の取り組みの強化により、当社グループは長期にわたり安定的な成長を図ってまいります。

③ コーポレート・ガバナンス

長期にわたり企業価値の向上を実現するためには、「地域医療への貢献」という経営理念に基づき、すべてのステークホルダーから支持を得て、経営の透明性・健全性を確保しながらも、効率的な意思決定を可能とするコーポレート・ガバナンス体制の構築こそが重要であると考えております。そのためには、株主総会、取締役会、監査役会、会計監査人等の法律上の機能制度の更なる改善及び整備を図り、監督から執行の現場までを有機的に連携させることで、その機能を強化するとともに徹底してまいります。

また、当社グループの持続的な成長にあたっては、その基盤となる従業員の健康を維持、促進していくことが重要な経営課題であると認識しており、従業員の健康を増進させる取り組みや働きやすい職場環境の整備等、健康経営を推進することで従業員満足度と生産性の向上を図ります。

(10) 主要な事業内容 (2021年6月30日現在)

当社グループは、医療機器の販売及びメンテナンス、介護福祉機器の販売及びレンタルを主な事業として取り組んでおります。

(11) 重要な子会社の状況

名 称	資本金	当社の 議決権比率	主要な事業内容
協和医科器械株式会社	千円 80,000	% 100	医療器具及び医療用機器等の販売、修理 介護福祉機器の販売及びレンタル
株式会社栗原医療器械店	80,000	100	医療器具及び医療用機器等の販売、修理 介護福祉機器の販売及びレンタル
株式会社ミタス	60,000	100	医療器具及び医療用機器等の販売、修理 介護福祉機器の販売及びレンタル
株式会社秋田医科器械店	10,000	100	医療器具及び医療用機器等の販売、修理
株式会社アクティブメディカル	10,000	100	医療器具及び医療用機器等の販売
アクティブメディカル分割準備株式会社	10,000	100	医療器具及び医療用機器等の販売
株式会社オズ	20,000	100	医療器具及び医療用機器等の販売、修理
イーバスメディカル株式会社	50,000	100	医療器具及び医療用機器等の販売
ディーセンス株式会社	30,000	100	医療器具及び医療用機器等の販売、修理
メディアソリューション株式会社	20,000	100	医療用材料管理業務の受託及び医療用材 料の販売 在庫管理ソフトのASPサービス事業
株式会社メディカルバイオサイエンス	11,000	100	医療機器の修理及びメンテナンス業務
石川医療器株式会社	30,000	100	介護福祉機器の販売及びレンタル

- (注) 1. 議決権比率は子会社による間接所有を含んでおります。
2. 特定完全子会社に該当する子会社はありません。

(12) 支店及び営業所 (2021年6月30日現在)

① 当社 東京都中央区京橋一丁目1番1号

② 子会社

協和医科器械株式会社

本社 静岡県静岡市駿河区池田156番地の2
支店及び営業所 神奈川県内 2拠点
静岡県内 9拠点
愛知県内 5拠点
山梨県内 1拠点

株式会社栗原医療器械店

本社 群馬県太田市清原町4番地の6
支店及び営業所 群馬県内 5拠点
埼玉県内 4拠点
茨城県内 2拠点
栃木県内 1拠点
東京都内 5拠点
千葉県内 3拠点
長野県内 1拠点
新潟県内 2拠点

株式会社ミタス

本社 福井県福井市問屋町四丁目901番地
支店 福井県内 4拠点
石川県内 1拠点
富山県内 1拠点

株式会社秋田医科器械店

本社 秋田県秋田市仁井田字中谷地130番地2
営業所 秋田県内 4拠点

株式会社アクティブメディカル

本社 東京都文京区西片一丁目15番15号
支店 東京都内 3拠点
神奈川県内 1拠点
千葉県内 1拠点
北海道内 5拠点

株式会社オズ

本社 静岡県静岡市駿河区高松二丁目23番39号
営業所 静岡県内 4拠点
愛知県内 1拠点

イーバスメディカル株式会社

本社 東京都文京区後楽一丁目4番25号

ディーセンス株式会社

本社	石川県金沢市直江東一丁目6番地	
支店	石川県内	2拠点
	福井県内	1拠点

メディアソリューション株式会社

本社	東京都千代田区神田須田町一丁目8番4号	
事業部	東京都内	2拠点
	群馬県内	2拠点

株式会社メディカルバイオサイエンス

本社	群馬県太田市清原町1番地の10	
営業所	群馬県内	3拠点
	埼玉県内	1拠点
	茨城県内	1拠点
	大阪府内	1拠点

石川医療器株式会社

本社	石川県金沢市直江東一丁目6番地	
----	-----------------	--

(13) 従業員の状況 (2021年6月30日現在)

従業員数	前期比増減	平均年齢	平均勤続年数
2,051名	83名増	39.3歳	9.0年

(注) 従業員数は、当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含んでおります。

(14) 主要な借入先及び借入額 (2021年6月30日現在)

借入先	借入額
株式会社みずほ銀行	千円 2,481,924
株式会社埼玉りそな銀行	1,474,980
株式会社栃木銀行	1,258,033
株式会社八十二銀行	1,066,668
株式会社静岡銀行	950,000
株式会社三井住友銀行	905,670
株式会社群馬銀行	800,000
三井住友信託銀行株式会社	700,000

(15) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社は、2021年4月20日開催の取締役会において、当社連結子会社である株式会社アクティブメディカルが株式会社オズ、イーバスメディカル株式会社、ディーセンス株式会社を2021年10月1日付で吸収合併することを決議いたしました。本合併は当社100%子会社間の吸収合併であり、当社連結売上高、営業利益、経常利益へ与える影響は軽微であります。

詳細につきましては「第12期定時株主総会招集ご通知におけるインターネット開示事項」の14ページを御参照ください。

2. 当社の株式に関する事項 (2021年6月30日現在)

- (1) 発行可能株式総数 59,400,000株
- (2) 発行済株式の総数 21,788,766株 (自己株式958株を除く)
- (3) 株主数 22,400名
- (4) 大株主 (上位10名)

株主の氏名又は名称	持株数	持株比率
株式会社エム・ケー	2,190,000株	10.05%
株式会社M's	2,188,722	10.05
株式会社イケヤ	1,876,900	8.61
メディアスホールディングス従業員持株会	1,064,404	4.89
栗原医療従業員持株会	467,100	2.14
池谷 保彦	426,104	1.96
野田 了子	396,900	1.82
アルフレッサホールディングス株式会社	382,800	1.76
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	364,000	1.67
宮地 修平	360,000	1.65

(注) 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 当社の会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役

(2021年6月30日現在)

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	池 谷 保 彦	当社社長執行役員 協和医科器械株式会社取締役 株式会社栗原医療器械店取締役 株式会社オズ取締役 株式会社エヌエイチエス静岡取締役 株式会社イケヤ代表取締役社長 株式会社ミタス取締役
取 締 役	宮 地 修 平	当社常務執行役員コーポレート統括本部長 株式会社ミタス代表取締役社長 株式会社Focal Trust代表取締役社長 株式会社M's取締役 ディーセンス株式会社取締役 ㈱3 Sunny取締役
取 締 役	芥 川 浩 之	当社常務執行役員経営推進本部長 協和医科器械株式会社取締役 株式会社アクティブメディカル取締役
取 締 役	栗 原 勝	当社専務執行役員 株式会社栗原医療器械店代表取締役社長 株式会社メディカルバイオサイエンス取締役 株式会社エム・ケー取締役 イーバスメディカル株式会社取締役 ディーセンス株式会社取締役 株式会社アクティブメディカル取締役
取 締 役	柴 田 英 治	当社専務執行役員 協和医科器械株式会社代表取締役社長
取締役 (社外取締役)	越 後 純 子	国家公務員共済組合連合会虎の門病院医療安全部医療の質・安全対策室室長・部長
取締役 (社外取締役)	工 藤 浩	工藤コンサルティング事務所代表
取締役 (社外取締役)	船 山 範 雄	株式会社WEBマーケティング総合研究所取締役

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
常 勤 監 査 役	小 林 勝 美	メディアスソリューション株式会社監査役
常 勤 監 査 役	山 口 光 夫	株式会社アクティブメディカル監査役
監査役（社外監査役）	大 澤 恒 夫	弁護士（大澤法律事務所代表） 中央大学法科大学院客員教授
監査役（社外監査役）	武 内 秀 明	弁護士（武内法律事務所代表） 公益財団法人日揮社会福祉財団理事 株式会社イチケン取締役 株式会社ジールコミュニケーションズ監査役
監査役（社外監査役）	寺 井 宏 隆	第二電力株式会社副会長 株式会社WEBマーケティング総合研究所取締役
監査役（社外監査役）	桑 原 和 明	税理士（桑原税理士事務所代表）

(注) 1. 監査役桑原和明氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

2. 当社は、越後純子氏、工藤浩氏、船山範雄氏、大澤恒夫氏、武内秀明氏、寺井宏隆氏及び桑原和明氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として、同取引所に届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

(社外取締役)

氏 名	責任限定契約の内容
越 後 純 子	会社法第427条第1項の規定により、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する趣旨の責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく賠償の限度額は300万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額であります。
工 藤 浩	
船 山 範 雄	

(監査役)

氏 名	責任限定契約の内容
小 林 勝 美	会社法第427条第1項の規定により、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する趣旨の責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく賠償の限度額は200万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額であります。
山 口 光 夫	
大 澤 恒 夫	
武 内 秀 明	
寺 井 宏 隆	
桑 原 和 明	

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の役員等賠償責任保険契約を締結しており、同保険の被保険者の範囲は、当社及びその子会社の取締役及び監査役になります。保険料は全額当社が負担しており、被保険者の職務の執行に起因して提訴された株主代表訴訟、第三者訴訟などにより請求された損害賠償金及び訴訟費用等が、同保険により補償されます。ただし、当該保険契約によって被保険者である役員等の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置として、被保険者が違法に利益又は便宜を得たこと、犯罪行為、不正行為、詐欺行為又は法令、規則又は取締役法規に違反することを認識しながら行った行為に起因する損害賠償は、上記保険契約の補償対象外となっております。

(4) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の額

① 取締役及び監査役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役会の諮問機関として「取締役報酬案策定会議」を設置しております。同会議にて当社の報酬の決定の方針を審議し、その答申に基づき取締役会において報酬の方針を決定しております。取締役(社外取締役を除く)の報酬等には、職務執行の対価として株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で月次定額として支払われる「基本報酬」及び2018年9月27日開催の第9期定時株主総会で承認された継続勤務発行型株式報酬並びに業績連動発行型株式報酬による「業績連動報酬」から構成されます。

社外取締役については、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で月次定額として支払われる「基本報酬」のみを支給することとしております。

監査役の報酬については、監査役の協議に基づき個別報酬を決定しております。

- A) 取締役の個人別の報酬等（業績連動報酬等及び非金銭報酬等を除く）の額又はその算出方法の決定に関する方針
金銭による基本報酬等は会社業績、個人業績及び世間水準等を参考に、役位及び職責等に応じて決定します。
- B) 取締役の個人別の報酬等のうち、業績連動報酬等に係る業績指標の内容及びその業績連動報酬等の額又は数の算定方法の決定に関する方針
当社及び当社子会社の中期経営計画の達成に向けたインセンティブ及び企業価値向上との連動性を高める報酬等として、業績連動型発行株式報酬を支給します。当社の業績を反映した持続的な成長に向けた健全なインセンティブとして機能する報酬等となるよう、業績連動報酬等の最も主要な指標として連結売上高及び連結ROE（自己資本利益率）を選択しており、その金額等に基づき当社の定める基準により算出します。なお、当期における連結売上高は2,467億円、連結ROEは13.9%であります。
- C) 取締役の個人別の報酬等のうち、非金銭報酬等の内容及びその非金銭報酬等の額若しくは数又はその算定方法の決定に関する方針
当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、継続勤務発行型株式報酬制度並びに業績連動発行型株式報酬制度を導入しています。業績連動発行型株式報酬は連結売上高及び連結ROE（自己資本利益率）に連動して支給する株式数が変動します。本制度により

支給する報酬等の総額は、年額90,000千円以内とし、発行又は処分される普通株式の総数は年52,500株以内とします。

D) 上記A)、B)、C)の額の(取締役の個人別の報酬等の額に対する)割合の決定に関する方針

取締役の報酬等の構成割合は、「基本報酬等：株式報酬等」＝「90%：10%」を目安とします。ただし、個人別の報酬等の構成割合は、各取締役の職責や業績への貢献度、報酬等の水準を考慮して調整します。

E) 取締役に対し報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針

取締役の報酬等は、会社の前年度の事業報告、計算書類および連結計算書類等が承認される毎年9月下旬に開催の株主総会が終了した直後に開催される取締役会において、毎年10月～翌年9月までの報酬等の額を決定します。株式報酬等は中期経営計画の対象期間の業績確定後に支給します。

F) 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定の方法

取締役会の諮問機関である「取締役報酬案策定会議」にて当社及び当社グループの各取締役の報酬等の水準及び指標等について検討し、報酬等の決定プロセスの透明性並びに会社業績、個人業績及び世間水準等から見た個人別の報酬等の妥当性を検証のうえ取締役会への答申を行っております。同会議の答申に基づき取締役会において個人別の報酬等を決定しております。これらの手続きを経て決定されていることから、取締役会は当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬の内容の決定方針と整合しており、相当であると判断しております。

② 役員の報酬等に関する株主総会決議

対象者	報酬等の種類	決議年月日	報酬限度額・株数
取締役(使用人兼取締役の使用人分給与は含まない) 対象取締役の員数は2010年9月22日時点で8名(うち社外取締役2名)であります。	基本報酬等	2010年9月22日開催 第1期定時株主総会	年額250,000千円以内
監査役 対象監査役の員数は2010年9月22日時点で3名であります。			年額50,000千円以内
取締役(社外取締役を除く) 対象取締役の員数は2018年9月27日時点で5名であります。	事後交付による株式報酬制度 (中長期業績連動報酬)	2018年9月27日開催 第9期定時株主総会	金銭報酬債権の総額は年額90,000千円以内、当社が新たに発行又は処分する普通株式の総数は年52,500株以内とします。ただし、上記の上限金額及び上限株数は、3事業年度分を一括して支給するものであるため、実質的には1事業年度あたりの当該金銭報酬債権の総額は30,000千円以内、新たに発行又は処分する普通株式の総数は17,500株以内に相当します。

③ 取締役及び監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)		対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	中長期 業績連動報酬	
取締役 (社外取締役を除く)	137,562	94,500	43,062	5
監査役 (社外監査役を除く)	37,320	37,320	—	2
社外取締役	14,400	14,400	—	3
社外監査役	19,200	19,200	—	4

- (注) 1. 当事業年度末現在の人員数は、取締役8名、監査役6名であります。
 2. 基本報酬は当事業年度(第12期)に支払った金額、中長期業績連動報酬は当事業年度(第12期)に費用計上した金額を記載しております。

(5) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の業務執行者等の兼職の状況

地 位	氏 名	兼職先及び兼職内容
社 外 取 締 役	越 後 純 子	国家公務員共済組合連合会虎の門病院医療安全部医療の質・安全対策室室長・部長
社 外 取 締 役	工 藤 浩	工藤コンサルティング事務所代表
社 外 取 締 役	船 山 範 雄	株式会社WEBマーケティング総合研究所取締役
社 外 監 査 役	大 澤 恒 夫	弁護士（大澤法律事務所代表） 中央大学法科大学院客員教授
社 外 監 査 役	武 内 秀 明	弁護士（武内法律事務所代表） 公益財団法人日揮社会福祉財団理事 株式会社イチケン取締役 株式会社ジールコミュニケーションズ監査役
社 外 監 査 役	寺 井 宏 隆	第二電力株式会社副会長 株式会社WEBマーケティング総合研究所取締役
社 外 監 査 役	桑 原 和 明	税理士（桑原税理士事務所代表）

(注) 各社外役員の兼職先と当社グループとの間には特別な利害関係はありません。

② 主要な活動状況

地 位	氏 名	主要な活動状況
社 外 取 締 役	越 後 純 子	当事業年度中に開催された取締役会（22回中22回）に出席し、医療関連業界における知識と深い見識を通じた幅広い視点から、主に販売戦略や業界分析等について適宜的確な意見を述べております。また、子会社を含む役員の名指及び報酬に関する任意の取締役報酬案策定会議、役員選任案策定会議に参加し、取締役等の指名、報酬について審議し取締役会に答申するにあたり重要な役割を果たしております。
社 外 取 締 役	工 藤 浩	当事業年度中に開催された取締役会（22回中22回）に出席し、医療機器メーカーにおける長年の企業経営の経験及び実績を通じた幅広い視点から、主に販売戦略や業界分析等について適宜的確な意見を述べました。また、子会社を含む役員の名指及び報酬に関する任意の取締役報酬案策定会議、役員選任案策定会議に参加し、取締役等の指名、報酬について審議し取締役会に答申するにあたり重要な役割を果たしております。

地 位	氏 名	主要な活動状況
社 外 取 締 役	船 山 範 雄	当事業年度中に開催された取締役会（22回中22回）に出席し、金融機関における長年の企業経営の経験及び実績を通じた幅広い視点から、主に販売戦略や業界分析等について適宜的確な意見を述べました。また、子会社を含む役員指名及び報酬に関する任意の取締役報酬案策定会議、役員選任案策定会議に参加し、取締役等の指名、報酬について審議し取締役会に答申するにあたり重要な役割を果たしております。
社 外 監 査 役	大 澤 恒 夫	当事業年度中に開催された取締役会（22回中21回）及び監査役会（15回中15回）に出席し、取締役及び監査役の意思決定の適正性を確保するための質問その他発言ならびに報告を適宜行いました。また、取締役等からの経営・財務・業務の運営等の状況に関するヒアリングならびに常勤監査役及び内部監査室からの監査の実施状況に関するヒアリングを適宜行いました。
社 外 監 査 役	武 内 秀 明	当事業年度中に開催された取締役会（22回中22回）及び監査役会（15回中15回）に出席し、取締役及び監査役の意思決定の適正性を確保するための質問その他発言ならびに報告を適宜行いました。また、取締役等からの経営・財務・業務の運営等の状況に関するヒアリングならびに常勤監査役及び内部監査室からの監査の実施状況に関するヒアリングを適宜行いました。
社 外 監 査 役	寺 井 宏 隆	当事業年度中に開催された取締役会（22回中22回）及び監査役会（15回中15回）に出席し、取締役及び監査役の意思決定の適正性を確保するための質問その他発言ならびに報告を適宜行いました。また、取締役等からの経営・財務・業務の運営等の状況に関するヒアリングならびに常勤監査役及び内部監査室からの監査の実施状況に関するヒアリングを適宜行いました。
社 外 監 査 役	桑 原 和 明	当事業年度中に開催された取締役会（22回中21回）及び監査役会（15回中15回）に出席し、取締役及び監査役の意思決定の適正性を確保するための質問その他発言ならびに報告を適宜行いました。また、取締役等からの経営・財務・業務の運営等の状況に関するヒアリングならびに常勤監査役及び内部監査室からの監査の実施状況に関するヒアリングを適宜行いました。

(6) 取締役会の実効性評価

当社は、取締役会の実効性を高め、企業価値を向上させることを目的といたしまして、各取締役・監査役に対してアンケートを実施し、その集計結果から認識された課題について、取締役会において審議し、取締役会の運営等の改善に活用しています。

2021年6月期においては、前期同様に、社外役員（取締役・監査役）によるアンケート結果のレビュー・分析を実施し、その結果を基に取締役会において審議を行いました。全体としては概ね実効性のある取締役会の運営がなされていることが確認されましたが、中長期的な企業価値向上の観点から、重要な経営課題に関する議論の時間の確保、及び業務執行状況のモニタリングの継続的な改善が課題として挙げられました。この課題解決に向けて、重要な経営課題については定例的に取締役会において集中討議の機会を設けること及び、それ以外の審議・報告事項の整理並びに職務権限・意思決定プロセスの見直しによる取締役会の生産的かつ効率的な運営体制の構築を図ることといたしました。また、社外役員のみで構成される会議体の継続的な運営によって、重要課題及び業界動向等に関する意見交換を行い、取締役会における審議の質の向上に努める方針といたしました。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る報酬等の額

① 会計監査人の報酬額の同意について

監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査計画における監査時間及び監査報酬の推移並びに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、報酬額の見積もりの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っています。

② 報酬等の額

55,800千円

③ 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計金額

72,700千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、これらの合計額を記載しております。
2. 上記監査証明に基づく報酬は、前事業年度の監査に係る追加報酬の額が含まれています。

(3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）として、業務効率化・労務管理体制構築支援業務に対する対価を支払っております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社監査役会は、会計監査人の独立性、品質管理及び監査体制等を勘案し、会計監査人の変更が必要と認める場合には、当該会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、当社取締役会にその旨を通知するものとし、当社取締役会にかかる議案を株主総会に提出いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項に定める事由に該当する状況にある場合には、当社監査役会は当該会計監査人の解任を検討し、解任が妥当と認められる場合には、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。

この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨とその理由を報告いたします。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2021年6月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	68,151,223	流 動 負 債	60,651,253
現金及び預金	12,623,216	支払手形及び買掛金	50,665,151
受取手形及び売掛金	43,500,664	短期借入金	6,192,365
リース投資資産	48,364	未払法人税等	686,572
商品及び製品	9,380,448	賞与引当金	49,148
原材料及び貯蔵品	10,256	株式報酬引当金	156,512
その他	2,676,984	その他	2,901,503
貸倒引当金	△88,712	固 定 負 債	7,942,755
固 定 資 産	16,285,939	長期借入金	5,403,400
有形固定資産	7,246,769	繰延税金負債	820,461
建物及び構築物	1,859,470	退職給付に係る負債	1,304,353
工具、器具及び備品	289,186	資産除去債務	65,569
土地	2,992,178	債務保証損失引当金	109,013
建設仮勘定	2,024,100	その他	239,958
その他	81,834	負債合計	68,594,009
無形固定資産	2,225,326	純 資 産 の 部	
のれん	1,207,955	株 主 資 本	14,096,645
その他	1,017,370	資本金	1,285,270
投資その他の資産	6,813,843	資本剰余金	2,611,508
投資有価証券	4,384,143	利益剰余金	10,200,316
長期貸付金	820,101	自己株式	△450
繰延税金資産	849,726	その他の包括利益累計額	1,746,508
その他	1,566,613	その他有価証券評価差額金	1,839,196
貸倒引当金	△806,740	退職給付に係る調整累計額	△92,688
資産合計	84,437,162	純資産合計	15,843,153
		負債純資産合計	84,437,162

連結損益計算書 (2020年7月1日から2021年6月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売上高		246,787,302
売上原価		221,590,370
売上総利益		25,196,931
販売費及び一般管理費		22,540,163
営業利益		2,656,768
営業外収益		
受取利息	4,596	
受取配当金	58,938	
仕入割引	340,761	
持分法による投資利益	29,198	
受取手数料	71,121	
債務保証損失引当金戻入額	8,850	
その他	73,509	586,975
営業外費用		
支払利息	53,588	
その他	13,185	66,773
経常利益		3,176,970
特別利益		
固定資産売却益	5,815	
投資有価証券売却益	4,518	
補助金収入	63,681	74,014
特別損失		
固定資産除却損	2,502	
減損損失	44,014	
関係会社株式売却損	6,000	
関係会社株式評価損	20,135	72,651
税金等調整前当期純利益		3,178,333
法人税、住民税及び事業税	1,005,311	
法人税等調整額	107,024	1,112,336
当期純利益		2,065,996
親会社株主に帰属する当期純利益		2,065,996

計算書類

貸借対照表 (2021年6月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	9,670,839	流 動 負 債	10,704,193
現金及び預金	459,866	買掛金	4,584,376
売掛金	2,497	短期借入金	5,569,164
原材料及び貯蔵品	1,383	リース債務	7,814
前払費用	138,469	未払金	271,021
立替金	8,898,368	未払費用	11,682
その他	170,255	未払法人税等	22,511
固 定 資 産	11,797,449	前受金	15,842
有形固定資産	167,815	預り金	22,526
建物	24,772	株式報酬引当金	156,512
構築物	5,117	その他	42,741
工具、器具及び備品	37,589	固 定 負 債	2,651,620
土地	71,332	長期借入金	1,999,381
リース資産	29,003	リース債務	21,181
無形固定資産	815,011	繰延税金負債	520,472
ソフトウェア	814,297	退職給付引当金	3,655
その他	714	資産除去債務	22,687
投資その他の資産	10,814,623	その他	84,243
投資有価証券	2,569,755	負債合計	13,355,813
関係会社株式	7,977,689	純 資 産 の 部	
長期前払費用	1,382	株 主 資 本	6,775,851
その他	265,794	資本金	1,285,270
		資本剰余金	4,187,711
		資本準備金	2,678,318
		その他資本剰余金	1,509,393
		利益剰余金	1,303,319
		利益準備金	91,748
		その他利益剰余金	1,211,571
		繰越利益剰余金	1,211,571
		自己株式	△450
		評価・換算差額等	1,336,624
		その他有価証券評価差額金	1,336,624
		純資産合計	8,112,475
資産合計	21,468,288	負債純資産合計	21,468,288

損益計算書 (2020年7月1日から2021年6月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売上高		
経営管理料	968,244	
業務受託料	723,721	
関係会社受取配当金	672,733	2,364,700
売上原価		
業務受託原価	581,073	581,073
売上総利益		1,783,626
販売費及び一般管理費		1,347,548
営業利益		436,077
営業外収益		
受取利息	2	
受取配当金	15,500	
仕入割引	300,627	
その他	6,644	322,774
営業外費用		
支払利息	55,378	
その他	217	55,596
経常利益		703,255
特別利益		
投資有価証券売却益	4,518	4,518
特別損失		
固定資産除却損	150	
関係会社株式評価損	20,135	20,285
税引前当期純利益		687,488
法人税、住民税及び事業税	23,876	
法人税等調整額	438	24,315
当期純利益		663,173

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2021年8月26日

メディアスホールディングス株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

静岡事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 郷右近 隆也 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 石黒 宏和 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、メディアスホールディングス株式会社の2020年7月1日から2021年6月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、メディアスホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2021年8月26日

メディアスホールディングス株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

静岡事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 郷右近 隆也 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 石黒 宏和 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、メディアスホールディングス株式会社の2020年7月1日から2021年6月30日までの第12期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年7月1日から2021年6月30日までの第12期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 監査役の監査の方法及びその内容

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

- ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、会社の業務及び財産の状況を調査いたしました。また、主要子会社については、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役、監査役及び使用人等から事業の報告を受け、必要に応じて説明を求めました。その他子会社についても毎月事業の報告を受けているほか、取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、業績及び財産の状況を調査いたしました。
- ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任監査法人トーマツから当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書）並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年8月27日

メディアスホールディングス株式会社監査役会	
常勤監査役	小林 勝 美 ㊟
常勤監査役	山口 光 夫 ㊟
監 査 役	大 澤 恒 夫 ㊟
監 査 役	武 内 秀 明 ㊟
監 査 役	寺 井 宏 隆 ㊟
監 査 役	桑 原 和 明 ㊟

【注】監査役 大澤恒夫、監査役 武内秀明、監査役 寺井宏隆及び監査役 桑原和明は会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

株主総会会場案内図



会場 東京都千代田区丸の内一丁目8番1号
丸の内トラストタワーN館11階
トラストシティ カンファレンス・丸の内
会議室
電話 03 (6212) 5211

最寄駅 J R線 「東京駅」 日本橋口より徒歩1分
地下鉄 「大手町駅」 B7出口より徒歩2分
「日本橋駅」 A3出口より徒歩4分

証券コード 3154
2021年9月8日

株 主 各 位

東京都中央区京橋一丁目1番1号
メディアスホールディングス株式会社
代表取締役社長 池谷保彦

「第12期定時株主総会招集ご通知」の一部修正について

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

同封の当社「第12期定時株主総会招集ご通知」の記載に一部誤りがございましたので、謹んでお詫び申し上げますとともに、下記のとおり修正させていただきます。

敬 具

記

1. 修正箇所

「第12期定時株主総会招集ご通知」50ページ
貸借対照表

2. 修正内容（修正内容は下線を付して表示しております。）

【修正前】 (単位：千円)

科目	金額
投資有価証券	<u>2,569,755</u>
関係会社株式	<u>7,977,689</u>

【修正後】 (単位：千円)

科目	金額
投資有価証券	<u>2,531,546</u>
関係会社株式	<u>8,015,898</u>

以 上